

令和3年第7回

中札内村議会臨時会会議録

令和3年11月29日（月曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長 山崎恵司君 総務課長 川尻年和君
福祉課長 高桑佐登美君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 柴田翔太郎君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	承認第 4 号	令和 3 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日 程 第 4	議案第 6 2 号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第7回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番大和田議員と5番北嶋議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 承認第4号 令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第3、承認第4号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にかかるシステム改修及び案内文書発送にかかる費用について、予算に不足を生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 承認第4号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処

分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー２番、令和３年度中札内村一般会計補正予算、令和３年専決第４号をご用意願います。

最初に、１ページをお開きください。

既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ１５１万６千円を追加し、総額を５４億９５万７千円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから令和３年１１月５日に地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたものでございます。

次に、７ページをお開きください。

４款衛生費、１項保健衛生費、５目予防費、説明欄をご覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る追加になります。委託料として１５１万６千円を追加するものであり、３回目のワクチン接種に対して、接種券等印刷、封入、封緘および健康管理システムの改修を行うものでございます。なお、特定財源といたしまして、国庫補助金を同額追加するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第４号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番宮部議員。

○７番（宮部修一君） この３回目のワクチン接種に関してですけれども、管内の中でも３市町村ぐらいいかな、帯広やら、音更、大樹さんあたりが早くになんかワクチンが入ってくるような情報もございましたけれども、中札内村としては３回目の接種をいつ頃から予定しておられるのかということと、また、何歳以上を対象にしてのワクチン接種なのか、そのへんをお聞きしたいと思います。それと、健康管理システム改修委託とありますけれども、これはどういうことでシステム改修が必要なのかを説明いただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ワクチンがいつ頃入るかということでございますけれども、先ほどご質問にあったいくつかの町村につきましては、医療従事者等の接種も先行して始まった自治体でありますので、そのせいで早く入るといふふうになっているのかなというふうに思います。３回目の追加接種、村の状況ですけれども、２回目の接種終了後８カ月を経過してからということですので、基本的には６５歳、失礼しました。１８歳以上の方の接種、１８歳以上の方の対象者の接種が８か月以上経った方に対して順次始まっていくんですけれども、村につきましては６５歳以上の方から５月１０日から始まっておりますので、その方が２回接種終わったのが、５月の末、６月の初めでございますので、接種自体は２月から接種を予定しております。１月ぐらいに接種券の送付等を考えております。先行して始まった医療従事者の方達ですけれども、何名かいらっしゃいますけれども、その方については順次、１２月、１月に受けてから８カ月経った時点で受けられるように接種はご案内していきたいというふうに思っております。

健康管理システムの改修内容ですけれども、これにつきましては接種券一体型の予診票ですとか、接種済証、接種券の出力、３回目接種の追加、ＶＲＳ記録、ワクチン接種記録システムへのデータの出力、取込等に対応していくような改修を予定しております。以上です。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） ワクチン接種の証明書ですけれども、今現在は紙での証明書なんですけれども、それあたりがスマホあたりで証明書が見れるような状態にはならないんでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまの準備の状況としましては、年度内ぐらいに、年度内にマイナンバーカードを利用して、ご自身のスマホにアプリを活用した形で落とし込むようなことは12月中に出来るような形で進んでいております。それ以外につきましては、実際に皆さんが受けられた後に村の方で接種済証というものが、案内した封筒の横のところにつく接種済証なんですけれども、それをスマホ等で写したりですとか、それ自体を接種済証として使っていただくということも可能になっております。その接種済証を紛失されてしまった方につきましては、村の方に申請をいただいて、接種済証、ちょっと別の形になりますけれども、出すというような形になります。以上です。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他に質疑はございますか。

無いようですので、これで質疑を終わります。

承認第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第4号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認されました。

◎日程第4 議案第62号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第4、議案第62号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

人事院は8月10日に国家公務員に対する給与改定の勧告を行いました。

本村の職員給与については、人事院勧告制度の趣旨に基づき、期末手当について条例の一部を改正するものであります。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等の特別職の期末手当につ

いても、過日開催いたしました特別職報酬等審議会において審議いただき、諮問どおり答申されましたので、合わせて関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第62号、中札内村議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、国家公務員の人事院勧告を受けたことに伴い、それに準じて改正を行うものでございます。

まず、はじめに令和3年度人事院勧告の概要について説明を申し上げます。

今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や自然災害などの危機的な事態が次々と生じ、全国各地で公務員が全力で職務に精励し、住民奉仕者として活躍を行っておりますが、民間におけるボーナスの支給割合を比較した結果、ボーナスの引き下げの勧告になりました。

期末手当につきましては、支給月数を0.15カ月分引き下げ、年合計4.30カ月分に改定されたものでございます。

月例給につきましては、民間給与との格差が極めて小さく、俸給表の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないものとなりました。

それでは、黒ナンバー1番の議案2ページと黒ナンバー3番の議案関係資料により説明を申し上げます。

最初に、黒ナンバー3番の議案関係資料1ページをお開きください。

議会議員及び村長等の給与に関する条例の一部改正についてであります。これまでも職員に準じて改正を行ってきており、手当は期末手当一本でございますので、期末手当の令和3年度12月期分に100分の15、0.15カ月分を減じて、100分の207.5の支給に改正しようとするものでございます。

令和4年度以降の改正においても、0.15カ月分引き下げ、年合計4.30カ月分に改定しますが、6月期及び12月期の期末手当が均等配分の2.15カ月分としようとするものでございます。

また、本改正については、11月18日に開催した特別職報酬等審議会で諮問し、翌日11月19日に諮問どおりの内容で答申がなされております。

次に、職員の給与に関する条例でございます。議案関係資料2ページをお開きください。

職員の給与に関する条例第14条における期末手当についての改正でございます。支給割合を人事院勧告どおりに、正職員につきましては、令和3年度12月期分に100分の15、0.15カ月分を減じて、100分の112.5の支給に改正しようとするものでございます。再任用職員につきましては、令和3年度12月期分に100分の10、0.10カ月分を減じて、100分の62.5の支給に改正しようとするものでございます。

令和4年度以降の改正においても、正職員につきましては0.15カ月分引き下げ、6月期及び12月期の期末手当が均等配分の1.2カ月分としようとするものでございます。再任用職員につきましては、0.10カ月分引き下げ、6月期、12月期の期末手当が均等配分の0.675カ月分としようとするものでございます。

次に、黒ナンバー1番の議案2ページをお開きください。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでありますが、令和4年度以降に

係る改正につきましては、第2条、第4条及び第6条につきましては、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

最後になります。今回の人事院勧告に基づく期末手当の引き下げに係る補正予算につきましては、次週に予定しております12月定例会で提案をさせていただきますが、その影響額につきましては、特別職における期末手当で29万円あまりの減額、正職員及び再任用職員等における期末手当で390万円あまりの減額となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで、提案理由の説明を終わります。

議案第62号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） だいたい補足説明で理解をしたんですが、例年ですと国に準じて、本村についても給与改定をしていくという形できている訳なんですけど、報道にありますように国としては法改正が間に合わないということで今年度は引き下げをしないで、来年度、給与法案の改正案を提出するという、こんなちぐはぐな形になっている訳ですね。そんなことで各自自治体ごとに期末手当の率は決めるんですが、対応がそれぞれ分かれていると思うんです。よって、参考までにですね、北海道の対応と管内19市町村の状況かな。それと、影響額ということで特別職と職員の減額の額は、今示されましたけども、あわせて議員報酬についても、いくら引き下げになるのか、その点について伺いたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、道の状況でございます。こちらの方につきましては人勧どおりというような、道独自で人勧を持っておりますので、人事院勧告どおり今年度からですね、改正することです。

市町村につきましては、これまで知りえている状況で、芽室町、鹿追町、本日浦幌の議会が行われていると思いますが、その3町が改正をするというような方向でございます。あと、議員の影響額になりますが、14万円あまりの減額ということでございます。以上です。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） だいたい分かったんですけども、管内の状況ということで、それぞれ議会、今日なり明日やりますから、確定していくと思うんですけども、把握としては3町村、もっと多いような気もするんですけども、それらについてはつぶさに調べてはいないと、こういうことですか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今回の期末手当の削減の関係なんですけれども、先週、副町村長会議が開かれまして、その場でも当然、協議の事項となりました。協議というか報告ですね。各町村どういうふうに考えているか。その段階では中札内村を含めて十勝管内では3町村、先ほど言っていました芽室、鹿追、中札内、これが11月中に改正を行うと。ということは今回、令和3年度の期末手当で削減分については全て調整するというスタンスでした。残りについては、残りの町村については判断をまだ迷っているようでした。ただ、

今もう29日になっていますので、12月1日の基準日を過ぎてしまえば、一度期末手当は削減のない状態で支出をしなければならないことになりますから、後調整ということに当然なります。国家公務員もそうなんです。今のところ浦幌が1つ、当時の副町村長会で報告した内容から管内状況を見て、11月中にその分の削減をするという方向転換をしたようですけれども、他の町村についてはその時点で確定的に12月1日はどうしても越えてしまうという話でしたので。後の調整の話は総務省から何らかの通達があるのではないかということは言っていましたけれども、その時点では3町から4町、そういうそれぞれの町村からの報告でありました。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他に質疑はございますか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第62号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第7回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時22分